

○平成 27 年度新宿区子育て世帯臨時特例給付金給付事業実施要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、消費税率の引上げに際して子育て世帯の消費の下支えを行うため、臨時的な措置として平成 27 年度に実施する給付事業に関し必要な事項を定めることにより、子育て世帯へのその影響の緩和を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子育て世帯臨時特例給付金 前条に規定する目的を達成するため、新宿区(以下「区」という。)が給付する給付金をいう。
- (2) 給付対象者 別表第 1 に定める基準により、子育て世帯臨時特例給付金の給付対象となる者をいう。
- (3) 対象児童 別表第 2 に定める基準により、子育て世帯臨時特例給付金の給付額の算定基礎となる児童(15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者をいう。以下同じ。)をいう。
- (4) 児童手当 児童手当法(昭和 46 年法律第 73 号)による児童手当をいう。

(子育て世帯臨時特例給付金の給付)

第 3 条 区は、給付対象者に対し、この要綱に定めるところにより、子育て世帯臨時特例給付金を給付する。

(給付額)

第 4 条 子育て世帯臨時特例給付金の給付額は、対象児童 1 人につき 3,000 円とする。

(給付申請の受付開始日及び期限)

第 5 条 次条第 1 項の規定による申請の受付は、同条第 2 項各号に掲げる方式ごとに、区長が別に定める日から開始する。

- 2 次条第 1 項の規定による申請の期限は、前項の規定により定められた日のうち最も早い日から 3 か月間とする。ただし、区長が特別の事情があると認めるときは、これを 6 か月間まで延長することができる。

(給付申請及び給付方式)

第 6 条 子育て世帯臨時特例給付金の給付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、別表第 3 に定めるところにより、区長が別に定める申請書(以下「申請書」という。)

により区長に申請するものとする。

2 前項の規定による申請（以下「給付申請」という。）及び子育て世帯臨時特例給付金の給付の方式は、次の各号のいずれかにより行うものとする。この場合において、第3号に掲げる方式については、申請者が金融機関に口座を開設していない場合、申請者が金融機関から著しく離れた場所に居住している場合その他第1号又は第2号に掲げる方式による給付が困難な場合に限るものとする。

(1) 郵送申請方式（申請者が申請書を郵送により区長に提出し、区が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式をいう。）

(2) 窓口申請方式（申請者が申請書を区の窓口において区長に提出し、区が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式をいう。）

(3) 窓口現金受領方式（申請者が申請書を郵送により、又は区の窓口において区長に提出し、区が区の窓口で現金を交付することにより給付する方式をいう。）

3 区長は、給付申請を受ける際、申請者に対して、必要に応じ公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させること等により、当該申請者本人による給付申請であることを確認するものとする。

（代理による給付申請）

第7条 申請者に代わり代理により給付申請を行うことができる者は、当該申請者が指定した者その他区長が別に定める方法により適当と認めた者とする。

（給付の決定）

第8条 区長は、給付申請を受けたときは、速やかにその内容を確認し、給付の可否を決定するものとする。

（事業概要の周知）

第9条 区長は、この要綱に基づく給付事業の実施に当たり、給付対象者及び対象児童の要件、給付申請の受付開始日及び方法等の当該事業の概要について、区広報への掲載その他の方法により区民へ周知するものとする。

（給付申請が行われなかった場合等の取扱い）

第10条 区長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、給付対象者が第5条第2項に規定する期限までに給付申請を行わなかった場合の取扱いについては、当該給付対象者が給付申請を行うことを辞退したものとみなす。

2 区長が第8条の規定により給付を可とする決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、区長がその確認等に努めたにもかかわらず申請書の補正が行われない場合その他給付対象者の責に帰すべき事由により給付ができなかった場合の取扱いについ

ては、当該給付対象者が給付申請を取り下げたものとみなす。

(不当利得の返還)

第11条 区長は、子育て世帯臨時特例給付金の給付を受けた後に給付対象者の要件に該当しなかったことが判明した者又は偽りその他不正の手段により子育て世帯臨時特例給付金の給付を受けた者に対し、当該子育て世帯臨時特例給付金の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第12条 子育て世帯臨時特例給付金の給付を受ける権利は、他人に譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月23日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

- 1 子育て世帯臨時特例給付金は、平成27年6月分の児童手当の支給を受ける者に対して給付する。
- 2 前項に定めるほか、子育て世帯臨時特例給付金は、平成27年5月31日(以下「基準日」という。)において児童手当の支給要件に該当する者として区長が認める者に対して給付する。
- 3 第1項及び前項の規定にかかわらず、子育て世帯臨時特例給付金は、次の表の左欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる者に対して給付する。ただし、既に第1項又は前項に規定する者に対して子育て世帯臨時特例給付金の給付が決定されている場合には、この限りでない。

① 第1項又は前項に規定する者が死亡した場合(第3項の規定により子育て世帯臨時特例給付金を給付される者が、当該者に対して子育て世帯臨時特例給付金の給付が決定される日までの間に死亡した場合を含む。)	左欄に掲げる者が死亡した日の属する月の翌月分の当該者の対象児童に係る児童手当の支給を受ける者その他これに準ずるものとし
--	---

	て適当と認められる者
② 基準日における児童手当（児童手当法附則第2条第1項の給付を含む。以下この項において同じ。）の支給要件に該当する者に係る児童が同法第3条第3項に規定する施設入所等児童であることを、第1項又は前項に規定する者に子育て世帯臨時特例給付金を給付する市区町村その他の当該支給要件に該当する者を基準日における児童手当の支給要件に該当する者として認める市区町村が把握した場合	左欄に掲げる施設入所等児童
③ 第1項又は前項に規定する者からの暴力を理由に避難し、当該者と生計を別にしている当該者の配偶者（現に対象児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者に限る。）が区の区域内に避難している場合において、区長に対して当該対象児童に係る児童手当法第7条第1項の規定による認定の請求（区長が適当と認める場合にあっては、子育て世帯臨時特例給付金の給付を受けるための当該認定の請求と同様の請求を含む。別表第3第2項第6号において同じ。）をし、区長による当該認定の請求に関する通知が第1項又は第2項に規定する者に対して子育て世帯臨時特例給付金を給付する市区町村に到達した場合（当該第1項又は第2項に規定する者に対して子育て世帯臨時特例給付金を給付する市区町村が区であるときは、当該認定の請求を受けた場合）	左欄に掲げる当該者の配偶者

## 別表第2（第2条関係）

別表第1第1項に規定する者に給付される子育て世帯臨時特例給付金の対象となる児童は当該者に支給される平成27年6月分の児童手当に係る児童とし、同表第2項に規定する者に給付される子育て世帯臨時特例給付金の対象となる児童は同項の規定により児童手当の支給要件に該当する者として区が認める者に係る児童とする（同表第3項の表の右欄に掲げる者に給付される子育て世帯臨時特例給付金の対象となる児童については、これを準用する。）。ただし、子育て世帯臨時特例給付金の対象となる児童が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 平成27年6月1日から子育て世帯臨時特例給付金の給付が決定される日までの間に死亡した場合
- (2) 子育て世帯臨時特例給付金の給付が決定される日において、日本の国籍を有しない者であって、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45の表の上欄

に掲げる者に該当しない場合

別表第3（第6条関係）

- 1 区から平成27年6月分の児童手当を支給されている者は、区長に対して給付申請を行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、区長に対して給付申請を行う。
  - (1) 別表第1第1項に規定する者のうち、児童手当法第17条第1項に規定する公務員であって、当該公務員に係る同項の規定により読み替えて適用する同法第7条第1項の認定をした同法第17条第1項の表の下欄に掲げる者その他これらに準ずる者に基準日における当該公務員の住所地を区として把握されているもの
  - (2) 別表第1第2項に規定する者のうち、基準日において区の住民基本台帳に記録されている者（第6号に該当する者を除く。）
  - (3) 別表第1第2項に規定する者のうち、基準日以前に住民基本台帳法第8条の規定により住民票を消除されていた者であって、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市区町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて区の住民基本台帳に記録されることとなったもの（第6号に該当する者を除く。）
  - (4) 別表第1第3項の表①の項左欄に掲げる場合における同項右欄に掲げる者（当該者に係る別表第1第1項又は第2項に規定する者がこの表の規定により、区長に対して給付申請を行うこととなる場合に限る。）
  - (5) 別表第1第3項の表②の項左欄に掲げる場合における同項右欄に掲げる者（当該者が入所等している児童手当法第3条第3項各号に掲げる施設等の所在地が区の区域内である場合に限る。）
  - (6) 別表第1第3項の表③の項左欄に掲げる場合における同項右欄に掲げる者（区長に対し、対象児童に係る児童手当法第7条第1項の規定による認定の請求をした者に限る。）